

神奈川県

令和 8 年度中小企業生産性向上促進事業費補助金（一般
枠・グループ化支援枠）

1 事業の内容

物価高騰や深刻な人手不足など厳しい環境にある中小企業を支援し、「稼ぐ力」の安定強化を図るため、生産性向上に資する設備導入等に対して補助する、「令和 8 年度中小企業生産性向上促進事業費補助金」の公募を開始します。

公募期間	申請方法
6 月公募 令和 8 年 5 月 1 日（金） 9 時～ 令和 8 年 6 月 30 日（火） 17 時 7 月公募 令和 8 年 7 月 1 日（水） 9 時～ 令和 8 年 7 月 31 日（金） 17 時 8 月公募 令和 8 年 8 月 3 日（月） 9 時～ 令和 8 年 8 月 31 日（月） 17 時	申請は原則電子申請システムを使用して行ってください。 電子申請システムを使用できない方のみ、郵送してください。 詳細はホームページをご参照ください。

※各公募締切の末日 17 時まで（受信有効）に提出された申請は全て審査を行います（先着順ではありません）。

※補助金の交付決定日（又は申請日）から令和 9 年 1 月 31 日（日）までに実施した事業が補助の対象となります。

2 補助制度の概要

公募枠	補助事業の内容	取組事例	補助率	補助上限額
一般枠	生産性向上や業務プロセスの改善、 人手不足の解消に 資する設備導入等	○製造工程の改善に資する設備の 導入 ○検査工程の改善に資する設備の 導入 ○調理工程、サービス提供方法の 改善に資する設備の導入 など	補助対象経費の 1/2以内 小規模事業者は 2/3以内	500万円 （下限額は 25万円）
グループ化支援枠				4000万円 （下限額は 500万円）

3 補助対象者

県内の事業所で補助事業を実施する中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者、特定非営利活動法人（一般枠のみ）及び社会福祉法人（一般枠のみ）※

（小規模事業者を除く中小企業者は補助率 1/2 以内、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 2 条に規定する小規模事業者は補助率 2/3 以内）

※詳細は、一般枠・グループ化支援枠公募要領をご覧ください。

4 補助対象経費

経費の区分	内容	補助上限	
①機械装置等費	補助事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費	—	500 万円（グループ化支援枠は 4000 万円）
② I T サービス導入費	補助事業の遂行に必要な I T サービスやシステムの導入・開発に要する経費	50 万円	

③施設工事費	機械装置等を設置するために必要な最低限の改修工事に要する経費	100万円	
--------	--------------------------------	-------	--

5 主な補助要件（その他の補助要件は、一般枠・グループ化支援枠公募要領をご確認ください。）

- (1) 付加価値額が年率平均 1.5%(3年で 4.5%)以上増加する事業であること
- (2) 給与支給総額が増加する事業であること
- (3) 令和 7 年 4 月 1 日までに創業していること
- (4) 申請日時時点で神奈川県内の事業所で実態のある事業を営んでいること
- (5) 補助対象となる事業を神奈川県内の自社の事業所で実施すること
- (6) (グループ化支援枠で申請する方のみ) グループ化要件を満たすこと

6 採択審査における加点措置

次の 4 つの事業者については、採択審査で加点します。

- ・パートナーシップ構築宣言の宣言事業者
 <パートナーシップ構築宣言ポータルサイト>
<https://www.biz-partnership.jp/index.html>
- ・事業継続力強化計画の認定を受けた事業者又は、申請中の事業者
 <事業継続力強化計画ポータルサイト>
<https://kyoujinnka.smrj.go.jp>
- ・「事業承継計画書」を作成している事業者
 <神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター>
<https://kanagawa-shoukei.go.jp/>
- ・米国関税及び日産自動車の生産縮小による影響を受ける事業者

7 補助金の交付決定等

一定の審査基準に基づき審査内容の審査を行います。審査の結果、補助金の交付を決定した事業者には「交付決定通知書」、それ以外の事業者には「不交付決定通知書」を郵送します。

8 支払いまでの流れ

交付決定された場合は、交付決定日（申請時に事前着手届を提出している場合は、申請日）以降に補助事業に着手（発注・契約・登録・申込等）し、補助事業の完了（納品・工事完了等及び支払い）後に所定の実績報告書類を提出していただきます。実績報告書類の提出期限は、令和 9 年 2 月 5 日（金）です。実績報告書類の審査により、適正に補助事業が行われたことを確認できた場合のみ、補助金を支払い（振込み）ます。なお、交付決定前（申請時に事前着手届を提出している場合は、申請前）の着手は認められません。

問合せ先

生産性向上補助金事務局

受付時間：平日 9 時から 17 時まで

電話番号 045-315-3755

ホームページ：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2w/seisansei/r8.html>

※その他、詳しくは、県ホームページ掲載の一般枠・グループ化支援枠公募要領をご確認ください。